

## 国保ヘルスアップモデル事業市町村会議の設置について

### 1 目的

平成14年度から実施する国保ヘルスアップモデル事業において、当該事業の指定を受けた市町村が事業実施状況報告及び意見交換等を行い、事業の円滑な推進を図るため、国保ヘルスアップモデル事業市町村会議を設置する。

### 2 会議の構成メンバー

構成メンバーは、別紙のとおり指定市町村の実務責任者、事業実施責任者及び事業評価する者の3名程度とする。

### 3 会議の運営

(1) 会議の運営(議事進行)については、進行役、副進行役を置き、議事進行を行う。

(2) 会議の構成メンバーは、事業の実施状況や課題について会議の中で報告し、意見交換を行う。

会議は、年度内に3回程度開催するものとする。

(3) 必要に応じて、会議の中に部会を置くことができる。

(4) 事務局は、国民健康保険課および国民健康保険中央会が行う。